

## 水産業パワーアップ事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、網走市の水産業の持続的発展を目指し多様化する課題に対する水産従事者等の意欲的な取り組みを幅広く支援するために交付する水産業パワーアップ事業補助金に関し、網走市補助金等交付規則（昭和 57 年規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所等を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 漁業協同組合
- (2) 漁業者の団体・個人
- (3) 水産加工事業者
- (4) 漁業協同組合、漁業者、水産加工事業者が構成員となっている団体
- (5) 市内飲食店経営者または従事者（ただし、ふぐ処理者認定試験に関する事業に限る）

### (補助対象者の要件)

第 3 条 補助対象者は、下記の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 網走市税条例（平成 15 年条例第 3 号）第 3 条に定める市税の滞納がない者
- (2) 網走市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 27 年条例第 2 号）第 2 条第 1 項から第 3 項に該当しないこと

### (補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地場水産物の消費拡大や付加価値向上に関する事業
- (2) 漁業者、水産加工事業者等の資質向上に資する事業
- (3) ICT、IoT など漁業DXに関連する新たな技術等の導入に関する事業
- (4) カーボンニュートラルに資する事業
- (5) 業務の効率化や労働力軽減に資する設備投資事業
- (6) 雇用労働力確保対策に関する事業
- (7) 増養殖や各種試験・研究事業等
- (8) 新たな漁業への参入に関する事業
- (9) ふぐ処理者認定試験に関する事業
- (10) その他本事業の目的達成に繋がると認められる事業

### (補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表 1 及び 2 に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費に含めないものとする。

2 前項に定める補助対象経費につき、本市以外から補助等を受けるときは、当該補助金等の額を補助対象経費から控除する。

### (補助率及び補助限度額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内で限度額は 30 万円とし、予算の範囲内で交付する。

ただし、ふぐ処理者認定試験に関する事業については 1 人あたり 4 万円を上限とし、合計額が上限額に満たない場合は、補助対象経費の合計を補助金額とする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、水産業パワーアップ事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に関係書類を添えて申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 8 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、申請者に通知する。

(補助事業の実績報告)

第 9 条 補助金の交付の決定を受けたもの（以下、「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、速やかに規則に規定する補助事業等実績報告書（第 19 号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び支出)

第 10 条 市長は、前条の報告書を受領したときは、その内容を審査の上、補助金の額の確定を行い、補助事業者へ通知した後、補助事業者からの請求により、補助金を支出するものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、規則に規定する補助金請求書（第 11 条様式）により請求するものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 17 日から適用する。

別表 1 補助対象経費（第 4 条(1)～(8)及び(10)）

| 区 分             | 内 容（例 示）  |
|-----------------|---|
| 報償費             | 講習会等の講師謝礼 等   |
| 旅 費             | 外部専門家等の招聘に必要な交通費、宿泊費<br>研修受講等に必要な交通費、宿泊費 等<br>地場水産物の消費拡大・販路拡大事業に伴う交通費、宿泊費 等 |
| 需用費             | 図書・デジタル関連品購入等の消耗品費、パンフレット・パッケージ等の印刷製本費 等                                    |
| 役務費             | 広告料、用船料 等   |
| 委託料             | 水産物加工品の製造委託料、デジタル技術や脱炭素等の推進を図る際の業務委託料 等                                     |
| 使用料             | 講習会等の会場使用料 等  |
| 原材料費            | 商品開発用原材料費 等   |
| 負担金             | 講習会等の受講料  |
| 備品購入費           | 新技術、省エネルギーに資する備品、衛生環境の向上に資する備品 等  |
| その他、市長が必要と認める経費 | ただし、食糧費は原則として補助対象外経費とする。  |

※補助事業に要する経費として区分しがたいものは補助対象外経費とする。

別表2 補助対象経費（第4条(9)）

| 区 分 | 内 容（例 示） |
|-----|----------|
| 需用費 | 資料代      |
| 役務費 | 試験手数料 等  |
| 負担金 | 準備講習等受講料 |

※補助事業に要する経費として区分しがたいものは補助対象外経費とする。